

EDI システム運用規程の改正 新旧対照表

改正後（令和 9 年 4 月 1 日適用）	改正前（令和 5 年 1 月 20 日適用）
（定義） 第 2 条 （略） 2～13 （略） 14 「要求ファイル」とは、EDI 方式のファイル仕様に従い登録・報告等の処理要求が設定されたレコード群からなるファイルで、EDI 事業者から情報処理センターに送信するファイルをいう。 15 「トランザクション」とは、EDI システムから送付する要求ファイルに設定された機能番号単位の処理をいい、「トランザクション件数」とは当該処理の件数をいう。 16 「標準トランザクション」とは、1 件のマニフェストに必要な業務（登録、照会等）における標準的な回数のトランザクションをいい、「標準トランザクション件数」とは、マニフェスト登録処理及び予約登録処理の合計に 4 を乗じた件数をいう。 17 「課金対象件数」とは、トランザクション件数から標準トランザクション件数を差し引いた件数（負の場合は 0 件とする。）をいう。なお、第 27 条に規定するデモシステムの利用に係る件数は、課金対象件数に含まないものとする。 （登録の解除） 第 13 条 （略） 2 （略） 3 （1）～（4）（略） （5）第 29 条に基づく EDI 利用料金の支払いに応じなかったとき （ASP 事業計画書の提出） 第 21 条 ASP 事業者は、毎年 3 月 31 日までに、次年度の事業に関し第 9 条第 2 項（2）、（4）、（5）及び（6）について記載した ASP 事業計画書をセンターに提出しなければならない。 2～3 （略） （EDI 利用料金等） 第 29 条 EDI システムの利用料金は、システム利用に係る年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）の課金対象件数に 0.02 円を乗じた額とする。ただし、次の場合は当該各号に定めるところによる。 （1）年度の途中に EDI 事業者及び EDI システムの登録した場合は、登録の日から当該日の属する年度末（3 月 31 日）までの課金対象件数に 0.02 円を乗じた額とする。 （2）年度の途中に EDI 事業者及び EDI システムの登録を解除した場合は、登録解除の日ま	（定義） 第 2 条 （略） 2～13 （略） 14～17 新設 （登録の解除） 第 13 条 （略） 2 （略） 3 （1）～（4）（略） （5）新設 （ASP 事業計画書の提出） 第 21 条 ASP 事業者は、毎年 3 月 31 日までに、次年度の事業に関し第 9 条第 2 項（2）、（4）、（5）及び（6）号について記載した ASP 事業計画書をセンターに提出しなければならない。 2～3 （略） （EDI 利用料金等） 第 29 条 新設

改正後（令和 9 年 4 月 1 日適用）	改正前（令和 5 年 1 月 20 日適用）
<u>での課金対象件数に 0.02 円を乗じた額とする。</u> <u>(3) 上記の計算において、小数点以下の額が発生した場合は切り捨て処理を行うものとする。</u> 2 センターは、EDI 事業者に対し 4 月をもって前年度分の利用料金を請求するものとする。ただし、前項（2）の場合、登録解除の日の翌月に請求するものとする。 3 センターは、第 1 項の利用料金が 1,000 円未満の場合は、第 2 項の請求を行わないものとする。 4 EDI 利用料金の支払いは、EDI 事業者がセンターの指定する金融機関の口座に毎年 4 月 30 日（土日祝日に該当する場合は、その直前の営業日）までに振り込むものとする。なお、年度の途中で EDI 事業者及び EDI システムの登録を解除した場合は、登録解除の日の翌月末までに振り込むものとする。 5 振込みに要する費用は EDI 事業者がこれを負担する。 6 センターは、特に必要があると認める場合は、<u>第 2 項の規定にかかわらず、別の手続きにより EDI 利用料金に係る請求を行うことができるものとする。</u> （保証） 第 30 条（略） （免責事項） 第 31 条（略） （秘密の保持） 第 32 条（略） （調査の受入れ） 第 33 条（略） （合意管轄裁判所） 第 34 条（略） 附則 1～9（略） <u>10 本規程は、令和 9 年 4 月 1 日から適用する。</u> <u>（定義、登録の解除、EDI 利用料金等の追加）</u>	（保証） 第 29 条（略） （免責事項） 第 30 条（略） （秘密の保持） 第 31 条（略） （調査の受入れ） 第 32 条（略） （合意管轄裁判所） 第 33 条（略） 附則 1～9（略）